

社会全体で 暴力団を 排除！

神崎町暴力団

排除条例を施行

町では、県及び県内市町村と一体となって、町民の平穏な生活と事業活動の健全な発展に寄与するため、9月1日より「神崎町暴力団排除条例」を施行します。

この条例は、暴力団を恐れない、暴力団に協力しない、暴力団を利用しないために、

町・市民・事業者・県等の関係機関などが協力して、暴力団排除を推進することを基本理念としています。

町民の皆さん、事業者、関係機関が連携して社会から暴力団を排除し、町民の安全・安心な生活を守りましょう。

神崎町暴力団排除条例に関するお問い合わせは、役場総務課庶務係

主な禁止行為と努力義務

(千葉県暴力団排除条例より)

暴力団の禁止行為
暴力団事務所に少年を立ち入らせる行為

事業者の努力義務・禁止行為
契約相手が暴力団でないことの確認・書面契約への暴力団排除条項導入

暴力団事務所に少年を立ち入らせる行為

事業者の努力義務・禁止行為
契約相手が暴力団でないことの確認・書面契約への暴力団排除条項導入



総合病院国保旭中央病院の時間外選定療養費導入

お知らせ

総合病院国保旭中央病院では、平成24年8月1日より、緊急性の低い軽症の患者様が時間外に当院救急を受診された際に『時間外選定療養費』として保険診療分とは別に5,250円（税込み）をご負担いただくこととなりました。ご負担いただく場合の要件は次のとおりです。

○対象 当院救急外来受診者のうち旭市民及び15歳未満

の小児を除く軽症の患者の方

○ 対象時間 平日の午後6時～翌午前7時59分まで及び土曜・日曜・祝日の全日

○ 「軽症」の定義 診療時に、検査・処置等の必要が無く、医師による診療のみの場合、または、診療と投薬のみの場合。

○ 負担金額 時間外救急外来受診1回あたり、一律5,250円（税込）※別途時間外加算等は適用されません。

○ 負担適用外となる場合

①当院医師から、「受診中の

（代表）
☎ 0479-63-8111

病気で症状が悪化した場合には、救急外来を受診するよう」指示があつた場合、
②当院医師から、注射・処置等のため、救急外来受診の指示があつた場合、
③他院からの紹介状を持参して救急外来を受診した場合、または入院の必要性があると診断された場合、
④診療後入院となつた場合、
⑤緊急性があると医師が判断した場合、
⑥その他、病院長が負担適用外と認めた場合

総合病院国保旭中央病院

には、救急外来を受診する

ように、指示があつた場合

のため、救急外来受診の